

## 幌延町企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幌延町内への企業立地に伴う事業所等の新設を奨励するため奨励金を交付し、本町産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年条例第21号。以下「条例」という。)において課税免除に該当しない業種又はその他町長が特に認める業種であって、事業の用に供する施設をいう。
- (2) 新設 令和4年4月1日以降、町内に事業所等を有しない者が町内に新たに事業所等を設置することをいう。
- (3) 事業所等設置者 前2号に規定する事業所等を新設し、かつ、幌延町への個人町民税又は法人町民税納税義務者となる要件を具備する者をいう。
- (4) 事業開始 事業所等の新設を完了して、当該施設を事業の用に供することをいう。
- (5) 事業用固定資産 事業所等の新設に係る家屋及び当該家屋の敷地である土地(ただし、その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、事業所等設置者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は交付対象者としなない。

- (1) 条例に基づく課税免除その他固定資産税の減免措置(減免措置に相当する場合を含む。)を受ける者
- (2) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は政治的若しくは宗教的な普及活動と認められる者
- (3) 個人又は法人の役員及び職員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 公租公課の滞納がある者
- (5) その他町長が適当でないと認めた者

(奨励金)

第4条 町長は、事業所等設置者に対し、奨励金を交付することができる。

2 奨励金は、事業用固定資産の取得価額の総額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)が500万円を超える場合であって、本町の振興に資すると町長が認めるときに、当該事業用固定資産に対し課税された固定資産税額の範囲内で町長が定める額(100万円を限度とする。)を交付することができる。

3 奨励金を交付する期間は、事業開始後町が事業用固定資産に係る固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3か年度とする。

(申請)

第5条 奨励金を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業用固定資産の取得価額が確認できる書類
- (3) 当該事業用固定資産税に係る領収が確認できる書類
- (4) 同意書(様式第3号)
- (5) 公租公課に関する事項の証明書
- (6) その他必要な事項を記載した書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 奨励金の交付を受けている者は、次の各号に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 奨励金交付申請書の記載事項に変更を生じたとき 事業内容変更届(様式第5号)
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき 事業廃(休)止届(様式第6号)

(承継)

第9条 奨励金の交付を受けている者で、相続、譲渡、合併その他の事由により変更を生じたときは、その事業の承継者は、直ちに事業承継届(様式第7号)に承継後の事業計画書を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書を審査し、当該事業が継続された場合に限り、承継者に対して奨励金を支給する。

(奨励金の取消等)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付を取消し、若しくは停止することができる。

- (1) 事業所等を当該事業以外の用途に供したとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又はその状態にあると認めたとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(奨励金交付の再度の適用)

第11条 前条第2号の規定により奨励金の交付を停止された者が、当該事業を再開したときは、再開した日から14日以内に事業再開届(様式第8号)を町長に提出し、奨励金交付の再度の適用を申し出ることができる。

2 町長は、前項の届出を審査し、適当と認めたときは、当該事業を再開した日から残存期間奨励金の交付を適用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

幌延町長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

奨励金交付申請書

幌延町企業立地促進奨励金交付要綱第4条の規定による奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所等の所在地及び名称

所在地

名称

2 業種

3 事業の内容

4 事業開始年月日

年 月 日

5 事業用固定資産取得価額

区分	金額
家 屋	円
土 地	円
総 額	円

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く

6 固定資産税納税額

円

7 奨励金振込先口座情報

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※ 添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 事業用固定資産の取得価額が確認できる資料
- ・ 当該事業用固定資産税に係る領収が確認できる書類
- ・ 同意書
- ・ 公租公課に関する事項の証明書
- ・ その他必要な事項を記載した書類

事 業 計 画 書

設立年月日	年 月 日
申請者の営む 主な事業	
事業計画の 内 容	
事業の実施 による効果	
備 考	

注1 「事業計画の内容」欄は、詳細に記載すること。  
2 「事業の実施による効果」欄は、効果を記載すること。

様式第3号（第5条関係）

同 意 書

私（法人である場合は当該法人の役員及び職員）は、暴力団員でないことを確認するための北海道警察本部長への意見聴取について同意します。

幌延町長 野々村 仁 様

年 月 日

申請者

住 所

氏名（名称及び代表者氏名）

幌  
年 月 日  
号  
日

様

幌延町長

印

奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました幌延町企業立地促進奨励金について、次のとおり決定しましたので交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号 幌延町第 号指令
- 2 交付決定額 円
- 3 その他

(1) 次のいずれかに該当したときは、速やかに町長に届け出なければなりません。

ア 奨励金交付申請書の記載事項に変更を生じたときは、事業内容変更届（様式第5号）により届け出ること。

イ 事業を廃止若しくは休止したときは、事業廃（休）止届（様式第6号）により届け出ること。

ウ 相続、譲渡、合併その他の事由により変更を生じたときは、その事業の承継者は、直ちに事業承継届（様式第7号）によりその旨を町長に届け出ること。

（前項の届出書を審査し、当該事業が継続された場合に限り、承継者に対して奨励金を支給します。）

(2) 次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付を取消し、若しくは停止する場合があります。

ア 事業所等を当該事業以外の用途に供したとき。

イ 事業を廃止若しくは休止したとき、又はその状態にあると認めたとき。

ウ 虚偽の申請をしたとき。

エ 交付要綱の規定に違反したとき。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

幌延町長 様

届出者  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

事業内容変更届

下記のとおり事業内容を変更しましたので、幌延町企業立地促進奨励金交付要綱第8条第1号の規定により届け出ます。

年 月 日

幌延町長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

事業廃（休）止届

下記のとおり事業を廃（休）止しましたので、幌延町企業立地促進奨励金交付要綱第8条第2号の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所等の所在地及び名称

所在地

名称

2 事業種目

3 事業開始年月日

年 月 日

4 廃（休）止年月日

年 月 日

5 廃（休）止理由

年 月 日

6 再開予定年月日（休止の場合）

年 月 日



年 月 日

幌延町長 様

承継人  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

承継人  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

事業承継届

下記のとおり事業を承継しましたので、幌延町企業立地促進奨励金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 承継前の事業所等の名称
- 2 承継後の事業所等の名称
- 3 承継後の事業種目
- 4 承継年月日  
年 月 日
- 5 承継の理由
- 6 承継事業所等の事業開始年月日  
年 月 日
- 7 承継前と承継後の事業計画の比較

年 月 日

幌延町長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

事業再開届

事業休止のため奨励金の交付が停止されておりましたが、下記のとおり事業を再開しましたので、幌延町企業立地促進奨励金交付要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 事業所等の所在地及び名称

所在地

名称

2 事業種目

3 事業開始年月日

年 月 日

4 事業休止年月日

年 月 日

5 奨励金交付停止年月日

年 月 日

6 事業再開年月日

年 月 日

7 事業再開の理由